○内閣府告示第二百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県芳賀郡益子町

二　地域再生計画の名称　道の駅を核とした小さな拠点整備事業

三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県芳賀郡益子町の全域

○内閣府告示第二百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　加須市

二　地域再生計画の名称　人が繋ぐ「かぞ」雇用創造プロジェクト～地域資源を活かした魅力ある元気都市を目指して～

三　地域再生計画の区域の範囲　加須市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　旭市

二　地域再生計画の名称　道の駅を拠点とした地方創生の新たな取組～地域の宝を探し・磨いて地域産物に新たな付加価値、新たな雇用創出へ～

三　地域再生計画の区域の範囲　旭市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県安房郡鋸南町

二　地域再生計画の名称　自然・文化・歴史を守り、地場産業を育て、次世代や世界に伝えよう～三ツ星のふるさと鋸南プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　千葉県安房郡鋸南町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐渡市

二　地域再生計画の名称　佐渡島の地域資源を活かした交流拠点づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　佐渡市の区域の一部（宿根木地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県中魚沼郡津南町

二　地域再生計画の名称　地域資源を活用した苗場山麓観光交流計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県中魚沼郡津南町の全域

○内閣府告示第二百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　白山市

二　地域再生計画の名称　白山の恵み、人の交流、埋もれた資源を利活用した「白山おもてなし再生プロジェクト」

三　地域再生計画の区域の範囲　白山市の全域

○内閣府告示第二百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茅野市

二　地域再生計画の名称　縄文文化を継承した「公民協働茅野市モデル」創出事業

三　地域再生計画の区域の範囲　茅野市の全域

○内閣府告示第三百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　東御市

二　地域再生計画の名称　標高差を活かした地場産業・観光の創出による地域活力再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　東御市の全域

○内閣府告示第三百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県多気郡大台町

二　地域再生計画の名称　ひとが働く、まちが輝く「大台町雇用創造プロジェクト」

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県多気郡大台町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　湖南市

二　地域再生計画の名称　湖南市地域再生プロジェクト　～市民とつくる体験農園・農業振興拠点～

三　地域再生計画の区域の範囲　湖南市の全域

○内閣府告示第三百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高島市

二　地域再生計画の名称　たかしまの未来を創るシゴトおこしプロジェクト　～ひと・もの・こと・地域資源を活かした雇用創出～

三　地域再生計画の区域の範囲　高島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）